



津波避難ビルを指定しました

津波避難ビルは、時間的猶予がなく、緊急的に避難しなければならない場合の施設です。

津波からの避難は、津波警報が発表された後、速やかに津波浸水想定エリア外の高台等へ避難することが大切です。すぐに避難できるように、非常持出し品など準備しておきましょう。

指定日 12月2日(月)

指定施設

- フジグラン尾道駐車場3階・屋上(東尾道19-7)
- 市営ベルポール駐車場3～8階(東御所町1-19)
- 市営中央駐車場3・4階(因島土生町1889-31)

☎ 総務課(☎0848-25-7216)

守ろう交通ルール なくそう交通事故!

年末年始は、交通量の増加や慌ただしさにより、交通事故が増加する傾向があります。正しい交通マナーと思いやりのある運転・ゆとりある運転で交通事故を防止しましょう。

～年末交通事故防止

県民総ぐるみ運動～

12月11日(水)～20日(金)の10日間

● 飲酒運転の根絶

年末年始は外食やお酒を飲む機会も多くなります。飲酒運転は運転者だけでなく、同乗者やお酒をすすめた人にも厳しい罰則があります。飲酒運転をしない・させない環境づくりを推進しましょう。

● 高齢者の交通事故防止

夕暮れ時や夜間などの外出は、明るい目立つ色の衣服等を着用したり、反射材を身につけるなど事故防止に努めましょう。

※ルールを守って交通事故をなくし、楽しい新年を迎えましょう。

☎ 総務課(☎0848-25-7216)

飼い犬や飼い猫の遺棄は 犯罪です

現在、野良犬や野良ねこの苦情が急増しております。大きな原因として、飼い主の無責任な遺棄があげられます。

動物の愛護及び管理に関する法律により、犬や猫など愛護動物を遺棄した飼い主は、百万円以下の罰金に処されます。また飼い主は、人に迷惑を及ぼすことのないように努め、繁殖に関する適切な措置を講ずるとともに、終生飼養に努めなければなりません。どうしても飼うことができなくなった場合は、絶対に遺棄をせず、広島県動物愛護センターへ相談してください。また犬やねこの譲渡などの相談についても同センターへお問い合わせください。

☎ 相談窓口【広島県動物愛護センター(☎0848-86-6511)】

固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日(「賦課期日」といいます。)現在の所有者に課税されます。

年内に所有権移転登記を済ませたときは、来年度からその登記名義人(所有者)に課税されますが、賦課期日を越えると、旧登記名義人(旧所有者)に課税されます。固定資産を売買・相続等した場合は、早めに法務局で所有権移転登記の手続きをお願いします。

固定資産の所有者が亡くなった場合は、相続登記が完了するまでの間、相続人の中から納税通知書等の書類を受け取る代表者を届け出ていただく必要があります。

また、今年の1月2日以降に、固定資産の内容・納税義務者の住所等に異動があった場合にも連絡をお願いします。

☎ 資産税課(☎0848-25-7162・☎0848-25-7164)

因島瀬戸田資産税係(☎0845-26-6228)

事業をしている皆さん～償却資産の申告を～

毎年1月1日(賦課期日)現在、市内で事業をしている法人または個人は、償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。

平成26年度の「償却資産申告書」を12月中旬に発送しますので、「申告の手引き」を参考に申告書等を作成のうえ、平成26年1月31日(金)までに提出してください。なお、償却資産をお持ちで申告書が届かない人、新たに償却資産の申告が必要な人はご連絡ください。詳しくは、お問い合わせください。

【償却資産とは】法人や個人で、工場や商店などの経営・農林水産業・駐車場やアパートの貸付等、その事業のために所有する事業用資産(構築物、機械装置、船舶、車両運搬具、工具器具備品等)で、その減価償却額(費)が法人税(所得税)法の規定による所得の計算上、損金や必要な経費に算入されるものをいいます。

☎ 資産税課(☎0848-25-7164)



清掃

～毎月1日は
「門前清掃の日」です～

【旧尾道・御調・向島地区】 〇清掃事務所 (☎0848-48-2900)
 【因島地区(原・洲江含む)】 〇南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
 【瀬戸田地区】 〇南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

年末年始のごみ収集

「○」は通常通り収集、「休」は休みです。
 「●」は『もやせるごみ』を収集します。
 「△」はもやせるごみが『月・木の地域』で『もやせるごみ』を収集します。

ごみ収集	12月					1月	
	23 (祝)	28 (土)	29 (日)	30 (月)	31 (火)	1～5 (水～日)	13 (祝)
旧尾道地域・向島町	○	休	休	○	○	休	△
御調町	○	休	休	○	○	休	△
因島地域・瀬戸田町	△	休	●	休	休	休	△

収集日以外に出したごみは収集されずに残ります。
 絶対に出さないでください。

新年を気持ち良く迎えられるように気をつけましょう。

旧尾道地域・年末年始の資源回収日程

次の地区は日程が変更となっています。ご注意ください。

- ・吉和地区 平成26年1月6日(月)
- ・三成・木ノ庄西地区 平成26年1月9日(木)
- ・百島地区 平成26年1月20日(月)

年末年始・休日ごみ持込受付

対象物 家庭からのごみ(資源物・粗大ごみも含む)

きちんと分別して持ち込んでください。混雑しますので早めに持ち込んでください。

※下記を除く土・日・祝日、12月28日(土)～1月5日(日)は休みです。

- 尾道市クリーンセンター 〇清掃事務所(☎0848-48-2900)
 - 12月22日(日) 8:30～12:00
 - 12月29日(日) 8:30～12:00、13:00～16:00
 - 12月30日(月) 8:30～12:00
- 向島クリーンセンター 〇清掃事務所(☎0848-48-2900)
 - 12月30日(月) 8:30～12:00
- 御調清掃センター 〇清掃事務所(☎0848-48-2900)
 - 12月28日(土) 8:30～12:00 12月30日(月) 10:00～12:00
- 南部清掃事務所 〇南部清掃事務所(☎0845-24-0432)
 - 12月22日(日) 8:30～12:00
 - 12月30日(月) 8:30～13:00
- 瀬戸田名荷埋立処分地(生ごみを除く)
 - 〇南部清掃事務所瀬戸田分所(☎0845-27-0454)
 - ※12月22日(日)・30日(月)は☎0845-27-4810
 - 12月22日(日)・30日(月) 8:30～12:00

年末年始のし尿収集～依頼はお早めに～

計画的に収集できるようにご協力をお願いします。

し尿収集	
旧尾道地域・向島町・御調町	12月30日(月)～1月3日(金)と1月5日(日)は休みです。
因島地域	12月28日(土)～1月5日(日)は休みです。
瀬戸田町	12月30日(月)～1月5日(日)は休みです。

環境資源リサイクルセンター

(☎0848-48-2212) 10:00～16:30/月・祝日休館

12/18(水) 10:15～13:00	トールペイント初心者コース 費用:300円、定員:10人、持参物:エプロン	12/20(金) 12/21(土)	出張販売&リサイクル教室 「羽子板で正月飾りをつくろう」 費用:400円～、持参物:あればペンチ (リサイクル教室 10:00～) 12/20(金)9:00～12:00 ゆきひろメイト店 12/21(土)9:00～12:00 ええじゃん尾道(東尾道)
12/18(水) 13:30～14:30	EMボカシ・EM活性液講習会 費用:無料、定員:10人、持参物:米のとぎ汁(活性液)	1/8(水) 1/10(金) 1/11(土) 1/14(火)	出張販売&リサイクル教室 「節分の小物をつくろう」 費用:350円、持参物:裁縫道具 (リサイクル教室 向島・御調10:30～、因島・瀬戸田13:15～) 1/8(水)10:30～15:00 瀬戸田市民会館前駐車場 1/10(金)10:00～15:00 道の駅クロスロードみつぎ 1/11(土)10:00～15:00 市民センターむかいしま 1/14(火)10:30～15:00 因島総合支所前駐車場
12/19(木) 10:15～13:00	羽子板で正月飾りをつくろう 費用:400円～、定員:15人、持参物:あればペンチ	1/7(火) ～26(日)	新春リサイクルセール
12/22(日) 13:30～	イスの布カバー張り替え・自転車かんたん修理教室 費用:実費、定員:各5人、持参物:修理用自転車(自転車)など	～休館日のお知らせ～ 平成25年12月28日(土)～平成26年1月4日(土)まで 休館します。	
1/9(木) 13:30～15:00	ダンボールで生ごみを堆肥にしよう 費用:600円(補助金利用者は300円)、定員: 20人、持参物:ダンボール2個		
1/10(金) 10:30～12:00	天ぷら油で石けんをつくろう 費用:200円、定員:10人、持参物:ビニール手袋、エプロン		

税制改正

☎市民税課(☎0848-25-7154) 因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)

平成26年度の市・県民税に適用される主な改正点

○市・県民税(個人住民税)の均等割の税率が変わります

東日本大震災を踏まえ、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として平成26年度から平成35年度までの10年間、個人の市・県民税の均等割の標準税率が改正されました。

均等割額(年額)	平成25年度まで	平成26年度から平成35年度まで
市民税	3,000円	3,500円
県民税	1,500円※	2,000円※

※県民税の均等割には「ひろしまの森づくり県民税」として、500円が含まれています。

○給与所得控除の見直し

その年中の給与収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前(平成25年度まで)	改正後(平成26年度から)
1,000万円超1,500万円以下	給与収入金額×5%+170万円	給与収入金額×5%+170万円
1,500万円超		245万円

所得税は平成25年分から、市・県民税は平成26年度から、適用となります。

○公的年金所得者の寡婦(寡夫)控除に係る申告手続きの簡素化

公的年金の所得について、寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合、これまでは市・県民税申告書の提出が必要でしたが、年金保険者(日本年金機構など)に提出する「扶養親族等申告書」において、寡婦(寡夫)控除を記載した場合は、市・県民税の申告書の提出が不要となりました。

ただし、扶養親族等申告書を提出する時に、寡婦(寡夫)の記載を忘れていたり、扶養親族等申告書を提出しなかった人は、税務署への確定申告、または市・県民税の申告が必要です。

○ふるさと寄附金の控除額の見直し

所得税において、平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、平成26年度から平成50年度までの市・県民税について、寄附金税額控除額の算定に用いる所得税の税率に復興特別所得税率(2.1%)を乗じて得た率を加算することにより、控除額の調整が行われます。



申告相談時期について

申告期間は、平成26年2月17日(月)～3月17日(月)です。市内各会場の日程は、広報のみち1月号でお知らせします。

来年は農業委員の選挙の年です 選挙人名簿登載申請書の提出を

農業委員の選挙では、選挙管理委員会が確定する農業委員会委員選挙人名簿に登載されている人でなければ選挙権がありません。この名簿は、農業委員の選挙権のある人の申請に基づき、1月1日現在で選挙資格を調査し、毎年調製するものです。

地域の代表となる農業委員を決める大事な選挙ですので、有資格者

は、12月下旬に送付される申請書に所定の事項を記入して、平成26年1月10日(金)までに提出してください。

選挙権

市内に住所を有し、平成6年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかに該当する人は、尾道市農業委員会委員選挙の選挙権を有します。

- ①10アール(1反)以上の農地につき、耕作の業務を営む者(農業経営者)
- ②10アール(1反)以上の耕作の業務を営む人(農業経営者)の同居の親族、

またはその配偶者で、年間概ね60日以上その耕作に従事する人

- ③10アール(1反)以上の農地につき、耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で、年間概ね60日以上その耕作に従事する人

☎農業委員会事務局(☎0848-20-7480)
御調出張所(☎0848-76-2929)
向島出張所(☎0848-44-0641)
因島出張所(☎0845-26-6217)
瀬戸田出張所(☎0845-27-2212)